

だい かいそうごうふくしぶかい しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう ろんてん いけん
 (第6回 総合福祉部会) 「障害者総合福祉法」(仮称) の論点についての意見
 ていしゅついいん みた ゆうこ
 提出委員 三田 優子

ぶんや しえん さーびす たいけい
 (分野D 支援(サービス)体系)

こうもく しえん さーびす たいけい かた
 <項目D-1 支援(サービス)体系のあり方について>

ろんてん
 論点D-1-1) これまで支援の狭間にいた人たち(例えば発達障害、高次脳機能障害、
 なんびょう けいどちてきしょうがい ひつよう ふくしきさーびす
 難病、軽度知的障害など)に必要な福祉サービスとはどのようなものであるか?

けつろん
 ○結論

しょうがいしゃてちょう ぜんてい たいおう そうだんきかん はんてい せいかつ
 障害者手帳を前提にしないで対応できる相談機関。判定だけでなく、生活の
 なか こま きてい ひと ひつよう りよう いばしょ
 中で困っていることをきちんと聞ける人が必要です。そして利用しやすい居場所を、
 こうつう びん かくほ たいせつ きかんかた しえんせんた
 交通の便のいいところに確保することが大切です。もちろん基幹型の支援センターの
 どうじよう ま あ こうてき きかん みんかん ちいきかつどうしえんせんた
 登場を待っていますが、間に合わないので、公的な機関と民間の地域活動支援センタ
 ー、または親の会などで使いやすい居場所モデルを各地で始めることからだと思いま
 す。

ろんてん
 論点D-1-2) 現行の介護給付、訓練等給付と地域生活支援事業という区分につい
 てどう考えるか? 総合福祉法での支援体系のあり方についてどう考えるか?
 しょうがいしゃ せいかつこうぞう にーど もと しえんたいけい かんが
 障害者の生活構造やニーズに基づいた支援体系はどうあるべきと考えるか?

けつろん
 ○結論

かいごほけん いっしょ ぜんてい つか げんじつ くぶん
 介護保険と一緒にすることを前提にしていたので、使いやすい、現実にあった区分
 におお みなお ふくざつ じむてき しえんがわ じかん
 に大きく見直すべきです。とにかく複雑で事務的なことで支援側が時間をとられすぎ
 なのでシンプルであるべきです。ケアホームとグループホームとに分かれたのももとも
 どすべきです。

りゆう
 ○理由

しょうがいしゃほんにん く い かた ささ
 まず障害者本人がどう暮らしたいか、どんな生き方をしたか、を支えるためにど
 んな支援を組み足てるのか、という順番のはずなのに、まず利用できそうな支援はこれ
 だけで、支援を使うために今までの暮らしを変えることを求める形になっています。
 しえん つか いま く か もと かたち
 これこそ本人主体とはほど遠いことだからです。また事業所の人たちは本当はも
 っと利用者と話したいと思っても時間は事務でとられ、本当の力が発揮できない
 げんじよう
 現状です。もったいないです。

ろんてん
論点D-1-5) ちいきせいかつしえんじぎょう いぎ もんだいてん かんが ちいきせいかつ
地域生活支援事業の意義と問題点についてどう考えるか？地域生活
しえんじぎょう しく かんが
支援事業の仕組みになじむものと、なじまないものについてどう考えるか？

けつろん
○結論

ちいきせいかつしえんじぎょう じゅうよう かく かく しょうがい
地域生活支援事業は重要な核となるものです。ここが核とならないと障害があ
ることと特定の生活様式でしか暮らせなくなります。障害の特性に合わせた
さーびす いち いぎ おも しょうがい とくせい あ
サービスを位置づけたことも意義があったと思います。しかし、だからこそ市町村に
ねが ちいき おお ちが で もんだい おも
お願いしてしまっているのか、地域で大きな違いが出ていることは問題だと思
しょうがい ていど かなか ひつよう しえん おな りよう
障害の程度に関わらず必要な支援はどこでも同じように利用できなければならない
おも
と思います。

ろんてん
論点D-1-6) げんこう こみゆにけーしょんしえんじぎょう かんが すいしんかいぎ
現行のコミュニケーション支援事業についてどう考えるか？推進会議・
だいいちいけんしょ しゅわ ようやくひつき ゆびてんじとう ふく たよう げんご せんたく
第一次意見書では、「手話や要約筆記、指点字等を含めた多様な言語の選択、
こみゆにけーしょん しゅだん ほしょう じゅうようせい ひつようせい してき
コミュニケーションの手段の保障の重要性・必要性」が指摘された。これらを踏
ちょうかくしょうがいしゃ もう しゃ しかくしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ じゅうどしたい
えて、聴覚障害者や盲ろう者、視覚障害者、さらに、知的障害者、重度肢体
ふじゆうしゃ ふく こんご かつ かんが
不自由者を含めた今後のあり方をどう考えるか？

けつろん
○結論

せいしんしょうがいしゃ しょうがいとくせい ものおぼ むずか ものごと だんど
精神障害者もまた、その障害特性から物覚えが難しかったり、物事の段取り
と こま ひと こみゆにけーしょんしえん せいかつしえん きほん
が取りにくさで困っている人がいます。コミュニケーション支援は、生活支援の基本で
いりょうきかん にゅうしょせつ おな こみゆにけーしょんほしょう じゅうじつ
あり、医療機関でも入所施設でも同じです。コミュニケーション保障の充実には、
もにたりんぐ など やく こみゆにけーしょんほしょう もんだいてん
なによりもモニタリングなどで「役に立たないコミュニケーション保障や問題点」を
せいり しょうがいしゃ じんかくそんちよう とまな しつ あ けんり
きちんと整理すべきです。障害者の人格尊重が伴わないと質も上がらないので権利
ほしょう こと おも だいさんしゃ ひょうか こうもく あ
として保障するという事だと思
あげていくべきです。

りゆう
○理由

こみゆにけーしょん しえん ちいきせいかつ げんてい ふうちょう かん
コミュニケーションの支援は地域生活だけを限定している風潮もあると感じてい
にゅうしょせつ せいしんかびょういん てつてい こみゆにけーしょんしえん おこ
ます。入所施設、精神科病院でも、徹底したコミュニケーション支援を行なわな
もにたりんぐ こみゆにけーしょんしえん う たいけん とぼ
いと、モニタリングすらできない、コミュニケーション支援を受ける体験が乏しいま
ほんとう ちいきいこう すす おも
は本当の地域移行は進まないと思
います。

こうもく せいかつじたい そく かいじょしえん さーびす とう
＜項目D-2 生活実態に即した介助支援（サービス）等＞

ろんてん せいしんかいぎ しーむれす さーびす かくほ ひつようせい してき
論点D-2-1) 推進会議では、シームレスなサービスの確保の必要性が指摘された。また、
しょうがいしゃけんりじょうやく ばーそなる あしすたんす さーびす ふく しえんさーびす
障害者権利条約では「パーソナル・アシスタンス・サービス」を含む支援サービスも
ていき
提起されている。これらをふまえ、地域支援サービスのあり方についてどう考えるか？

けつろん
○結論

ばーそなる あしすたん と さーびす じつげん げんざい へる ば ちんぎん
パーソナルアシスタントサービスを実現するためには、現在のヘルパーの賃金の
ひく しごと ひょうか ひく あらた かんが なお はたら ひと ふ ひつよう ちいき
低さ、仕事の評価の低さを改め（考え直す）、働く人を増やすことが必要です。地域
しえん さーびす びょういん にゅうしょせつ せんもんてき さーびす い どうとう
支援のサービスは、病院や入所施設での専門的なサービスと言われるものと同
いじょう せいかつ しえん ぷろ そだ かね ひつよう ちいきしえん
以上で、生活の支援のプロを育てるためにお金をもっと必要です。また、地域支援
さーびす とうじしゃ えら しく しえん なまえ
サービスを当事者が選べる仕組みとそのための支援がなければ、これまでと名前だけが
か じょうやく とお
変わったものになり、条約のねらいと遠くなるからです。

りゆう
○理由

やす かね おお せきにん もと はたら ひと ゆた
安いお金で、しかも大きな責任が求められるものになったら、そこで働く人は豊か
なサービスを提供することは難しくなります。何よりも、利用する障害のある人に
さーびす ていきょう むづか なに りよう しょうがい ひと
とってしんどいものになります。日本で障害者福祉に使うお金は他の国に比べ、と
にほん しょうがいしゃふくし つか かね ほか くに くら
ても低いので、予算が増えるのは当然です。大学生が卒業後の仕事として
ひく よさん ふ とうぜん だいがくせい そつぎょうご しごと

ろんてん げんざい ほーむへるぶ がいどへるぶ しく なん へんこう
論点D-2-2) 現在のホームヘルプ、ガイドヘルプの仕組みについては、何らかの変更が

ひつよう がいどへるぶ かん こべつきゅうふか ひつよう
必要か？また、ガイドヘルプに関しての個別給付化は必要か？

けつろん
○結論

ほーむへるぶ しんたいかいご かじえんじょ ほん かさん
ホームヘルプは、身体介護と家事援助の2本ではなく、加算でもいいので、もっと
かね はら しく ひつよう み ほんにん き
お金を払える仕組みが必要。「見なし」として本人がその気になったらすぐに使
えることが重要です。また、障害者ヘルパーのための現任研修は大切で、市町村
にーず み
のニーズを見つけるためにもやるべきです。

がいどへるぶ いどう しえん しゃかい ばめん さんか じゅうよう
ガイドヘルプ（移動の支援）は、社会のいろいろな場面への参加のために重要なも
ちいきせいかつしえんじぎょう はい しゃかいさんか
ので、地域生活支援事業に入っていると社会参加をすすめるのが難しいので、仕組みを見直す
べきです。学校や、病院などでも区別なく使えてこそ、社会参加が進むと思います。
がっこう びょういん くべつ つか しゃかいさんか すす おも

りゆう
○理由

へる ば かじえんじょ おこ ばあい すく ふしぜん
ヘルパーさんが家事援助だけ行っている場合は少ないし、それはとても不自然な
ことです。たとえば、精神障害者ホームヘルプサービスで、家事援助をしながら、
せいしんしょうがいしゃほーむへるぶさーびす かじえんじょ

ゆっくりおしゃべりしていることで、実は重要な相談相手になっていたり、再発・再入院を防ぐ役割を担う応援団になっています。これはとても高度な支援で、心と身体の一部を介護しているとも言えるので、家事援助のお金では評価が低く見合っておりません。

論点D-2-3) 障害特性ゆえに必要なとされる見守りや安心確保の相談といった身体介護・家事援助ではない人的サポートの位置づけをどうするべきか？

○結論

見守りや安心確保の相談は、命にかかわる支援です。身体介護と同等のお金を払うべきです。これまでその対象になっていないひとも、実際は結構ヘルパーさんが支援していたと思います。ただ、当事者の権利を護り、人格尊重をきちんと実行できるために、きちんと研修を受けることは重要です。障害者ヘルパー研修はいつでも必要です。人的サポートにこそ、お金をかけないでは条約19条の「特定の生活様式」が増えることとなります。

○理由

身体介護、家事援助という2本立ては、介護保険も含めてすでに現実的ではない（支援現場と合っていない）と思います。しかも、自立支援法になってから、精神障害者のヘルパーサービスは家事援助のみ、と公言する（遠慮せず堂々と言う）市町村も多く出て、この枠があること、そのお金の差、そして自立したら家事援助はいらなくなる、といった狭い自立の考えからヘルパーさんはその良さを発揮できず、辞めていっているのは損だからです。

論点D-2-4) 医療的ケアが必要な障害者の地域でのサポート体制を確立するためにはどういう課題があるか？ また、地域生活を継続しながら必要に応じて利用できるショートステイ等の機能を望む声があるが、確保していくためにどのような課題があるか？

○結論

①医療スタッフとともにチームを組んで、総合的にその人の支援を描く場が重要です。その際には、重度であっても当事者本人を中心にしたケアマネの手法です。②障害者の地域生活に関わる医療スタッフがまだ多くないのは医学教育にも

問題がありますし、医療と福祉とが結ばれていないからです。③地域生活を可能にするバリアフリーの住まいを増やすべきです。

④ショートステイこそ、町中で、すぐ近くに医療者を確保しながら、いつもの生活圏でできることが重要です。数を増やし、すぐに使えなければ意味がありませんので、マンションや空き家を改造し、ベットを置いて、レスパイト（ゆっくりする）や緊急避難できるシェルター（場所を変えて過ごす）になれるようにすべきです。

○理由

医療的なケアが必要な障害をもつ人は多くいます。しかし、医療ケアだけが必要なわけではなく、障害のとても重い人も、ゆったりとした雰囲気の中で、支援者と心を通わせながら成長し、そして社会の財産になっている実践例はたくさんあります。家族との交流こそそれを証明しています。必要な医療を、地域で受けられないのが問題なのです。

＜項目D-4 就労＞

【論点D-4-1】「福祉から雇用へ」の移行はどこまで進んだのか？これまでの就労政策の問題点をどう考えるのか？

○結論

一般就労できるかできないか、どっちかに分けがちなのはまだまだ就労支援がいろいろメニューをもっていないからだと思います。また、障害者の雇用は「促進」だけではすみません。雇用のいろんな場面で起こっている差別（希望の職に就けないことも含めて）をなくし、働く権利の実現を全面に出さないと進まないと思います。

＜項目D-5 地域での住まいの確保・居住サポートについて＞

【論点D-5-1】これまで地域移行の障壁になってきた住宅問題を解決するために、具体的にどのような方策が考えられるか？

○結論

何よりも市民啓発が重要です。家主（大家さん）に届くためのキャンペーンや情報発信が大切です。

また、相談支援の一貫で、物件探しや契約支援をしている支援者への応援団として、住まいの相談を受け調整、開拓する専門のセンターが必要だと思います。

ろんてん
論点D-5-2) ちいき す かくほ ほうさく こうえいじゅうたく ゆうせんわく ひろ
地域での住まいの確保の方策として公営住宅への優先枠を広げる

ほうこう かんが
方向で考えるべきか？

けつろん
○結論

ひとつのほうほうとしてはありかとおもうが、こうえいじゅうたく す
ひとつの方法としてはありかと思うが、公営住宅も住まいのひとつに過ぎず、ま
たかなりかいちくしないと住めない建物が大半です。住みたい場所で暮らすことを保障
するためには、これだけやっても足りないと思います。民間の住宅がたくさん空い
ているのをどう利用できるかを考えることが大切。ただ、ふどうさんぎょうしゃ きょうりょくいらい
たかかなり改築しないと住めない建物が大半です。住みたい場所で暮らすことを保障
するためには、これだけやっても足りないと思います。民間の住宅がたくさん空い
ているのをどう利用できるかを考えることが大切。ただ、不動産業者には協力依頼で
きるものの、ちゅうかんせんもんぎょう やぬし ふく いっぱんしみん けいはつ ただ じょうほう
きるものの、中間専門業であるため、家主を含めた一般市民への啓発（正しい情報
を知らせる）ということになります。

ろんてん
論点D-5-3) こうえいじゅうたく しつりょうとも ふそく げんじつ なか しょうがい ひと
また、公営住宅が質量共に不足する現実がある中で、障害がある人の

あばーと いっぱんじゅうたく かくほ ため たいおう ひつよう やちんとう けいげん
アパートなどの一般住宅の確保の為にどのような対応が必要か？（家賃等の軽減
さく か あ かたちんたいじゅうたくとう
策や借り上げ型賃貸住宅等）

けつろん
○結論

す しえん ぐるーぷほーむ あばーと ひつよう やちんほじょ す しえん
住まいの支援はグループホームでもアパートでも必要です。家賃補助は住まいの支援
として必要です。借り上げ型の賃貸住宅は、しょうがいしゃ にんずうきほ おお
いようにすることが前提です。

りゆう
○理由

ぐるーぷほーむ けあほーむ しょうがいしゃ す しえんさーびす まず
グループホーム、ケアホームしかなかったことが、障害者の住まい支援サービスの貧
しきだったと思います。グループホームからひとり暮らしをしたいという希望をかなえ
るためにもっとす しえん めにゆ ひつよう ぐるーぷほーむそつぎょう
るためにもっと住まいの支援のメニューが必要です。ただ、グループホーム卒業して
あばーと だんかいしき れべる あっぶ ようい ひと
アパートへ、といった段階式にレベルアップするために用意するのではなく、人によっ
て違う暮らし方へのきめ細かな支援という意味です。

ろんてん
論点D-5-4) きょじゅうさぽーとじぎょう ひょうか ひつよう きのう やくわり
居住サポート事業の評価とさらに必要とされる機能・役割にどのよう

なことがあるか？

けつろん
○結論

す かた しえん う だ いみ きょじゅうさぽーとじぎょう いぎ
住まい方を支援することを打ち出した意味では、居住サポート事業は意義がありま
す。たつけんきょうかい じぎょう かんけい つく
す。宅建協会などは、このように事業となったものには関係を作りやすいそうです。

しかし、^{じっさい}実際はこの^{じぎょう}事業だけ^{りよう}利用することはなく、また^{いま}今の^{つか}ままだとどう^{つか}使っているのかわからない^{つか}使いづらさがあるので^{ぜんこく}全国で^{りよう}なかなか^{おも}利用されていない^{おも}と思います。
^{そうだんじぎょう}相談事業の^{きょうか}強化と^{どうじ}同時に、^{ほうじん}いろいろな^{ほうじん}法人が

ろんてん
論点D-5-5) ^{ぐるーぷ}グループ^{ほーむ}ホームと^{ケア}ケア^{ほーむ}ホームについて、^{げんじょう}現状の^{もんだいてん}問題点は^{なに}何か？また^{こんご}今後の^{かた}あり方を^{かんが}どう考えるか？

けつろん
○**結論**

^{にんいじょう}5人以上の^{きぼ}規模は^{ふつう}普通の^{せいかつ}生活とは^い言えない^{おも}と思います。また^{いちかしよ}一ヶ所に^{ほーむ}たくさんの^{ほーむ}ホームがあることは^{にゅうしよせつ}入所施設の^{もんだい}もっていた^う問題を^{おも}生みやすいので^{おも}やめるべきです。また^{いま}今のお金では^{かた}ひとりひとりの^{しえん}支援には^{たいおう}対応できないので、^{せわにん}世話人を^ふ増やし、また^{おも}そのための^{けんしゅう}研修も^{いち}位置づける^{ひつよう}必要があります。市民の^{しみん}オンブズマン^{おんぶずまん}導入も^{ひつよう}必要かと思^{おも}います。^{じゅうかんきょう}住環境を整える^{ととの}費用が^{ひつよう}必要で、^{とし}年をとっても^{しょうがい}障害が^{おも}重くなっても^す住みたい^{ひと}人は^す住み続ける^もモデルを^ふ増やすことが、^{しせつたいききぼう}施設待機希望の^{かぞく}家族にも^{えいきょう}影響を^{あた}与えるはず

りゆう
○**理由**

^{しょうがいしゃ}障害者ばかりが^すまとまって^{じたい}住んでること^{とくてい}自体が、「^{せいかつようしき}特定の生活様式」になって^いいます。^{しみん}市民の^{りかい}理解を得にくい^{とくべつ}特別な^{かたち}かたちだし、^{しえんがわ}支援側の^{つごう}都合です。^{しよくいん}職員が^く暮らした^くくないところに^{しょうがいしゃ}障害者が^す住むのだとしたら^{けんりしんが}それだけで^{おも}権利侵害になると^{おも}思います。
「^{しせつ}施設も^{ほーむ}ホームも^{いっしょ}一緒」と^{りようしゃ}利用者に^{ひょうか}評価される^{かたち}形では^す住まいの^{しえん}支援にならないし、^{ちいき}地域^{いこう}移行にも^{いこう}なりません。

こうもく
<項目D-6 権利擁護支援等>

ろんてん
論点D-6-2) ^{けんりようご}権利擁護を^{すいしん}推進して^{たいせい}いくためには^{ひつよう}どのような^{そうだんしえん}体制が^{えんば}必要か？^{えんば}相談支援^{じぎょうか}やエンパワメントの^{かんが}事業化について^{かんが}どう考えるか？

けつろん
○**結論**

^{きほんてき}基本的な^{たいじんさ}対人^{サービス}サービス^お業者の^{けんしゅう}研修が^{ひつよう}必要です。^{けんりしんが}権利侵害が^お起こっているが、^いきちんとした^{はなし}話も^{ていねい}できない、^{しゃざい}丁寧な^{せつめい}謝罪も^{けつきよく}説明も^{しょうがいしゃ}できないで、^い結局は^い障害者が「^い言^わわなければ^よよかった」と^{おも}思う^{ばめん}場面が^{おも}とても^{せんもんせい}多いです。^{まへ}専門性の^み前に、^{しゃかいせい}社会性を^み身に^{つけ}つけ、^{じんけんいしき}しっかりと^{けんしゅう}した人権意識をもてる^ばような^{すく}研修の^{もんだい}場が^{もんだい}少ないのが^{もんだい}問題です。
^{じぎょう}事業でなく^{きょういく}教育、^{けんしゅう}研修だ^{おも}と思います。

りゆう
○理由

当事者が「資格をとって専門職になったものの常識がないから支援を受けるのもくたびれる」と漏らすのを何度も聞いています。普通につき合えない、障害ばかりを見て人としてつき合うことが難しい支援者には地域資源の開拓が難しいと思います。

ろんてん
論点D-6-3) サービスの質の確保等のための苦情解決と第三者評価の仕組みについてどう考えるか？

けつろん
○結論

苦情解決委員も第三者評価委員も、役割を果たし、権利侵害を発見しても、結局、その法人や団体の傘の下ではただ発見で終わってしまいます。

ぶんや ちいきいこう
(分野E 地域移行)

こうもく ちいきいこう しえん なら ほうていか
<項目E-1 地域移行の支援、並びにその法定化>

ろんてん
論点E-1-1) 条約では、「特定の生活様式を義務づけられないこと」とあるが、これを確保するためにはどのようなことが課題にあるか？また、地域移行の法定化についてどう考えるか？

けつろん
○結論

- ① 地域移行を法定化すると同時に、誰もが地域社会で暮らす権利があり、他者によって決定されることは権利侵害であることを法文化すべき。
- ② 新規入所者・入院者が生まれれば、一向に総数は変わらない。安易な入所・入院を生まないためにも、知的・身体障害も利用できる精神医療審査会のような機能を新設する。精神医療審査会も含め、障害当事者が委員として位置づけられることが必要。
- ③ まず児童施設の廃止（里親制度、小さな単位の住まいに限るグループホームなど新規施策が必要）を。
- ④ 今後は入所・入院期限を1年以下とし、入所入院と同時に地域へ戻る援助を開始することを義務化。
- ⑤ 入所定員、精神科病床数の大幅削減を、例えば10年後を期限設定し確実に行なう。緊急予算配備で地域生活支援の資源を大幅に増やすことが同時に必要。
- ⑥ 入所施設・精神科病院での権利侵害をなくす取り組みが重要。オンブズマン

せいで ほうていか ばっそく ひつよう していと け ばっきん
制度を法定化することや罰則が必要（指定取り消しや罰金など）。たとえば、
じゅうどしゃ べっど ほうち ちいき せいかつ ぐたいてき せつめい う
重度者をただベッドに放置していること、地域での生活の具体的な説明を受けら
れないことなども権利侵害であることを明記すべき。このオンブズマン活動には
しょうがいとうじしゃ さんかく よさん かくほ ふかけつ
障害当事者の参画（予算も確保）が不可欠。

りゆう
○理由

にゅうしょせつ せいしんかびょういん はいし へいさ すす くに たんきかん おお
これまでに入所施設や精神科病院の廃止や閉鎖を進めてきた国では、短期間は大き
き予算確保が必要であった。が、長期的にみれば、入所施設や病院を維持し、巨額
の人員費を払い続けること、立て替え費用など数倍もの膨大なお金がかかる。また
QOL も向上するし、医療的なケアは人的支援である程度は軽減できることが実績
としてある。地域で、家族が今まで行なってきた援助の質を保ちながら、個別にきめ
細かい支援を提供することは、重度の障害をもつ人の権利でもある。また、アメリカ
でも児童施設から閉鎖が進んでいる。成人施設へのエスカレーター化を防ぐことと、子
どもこそ地域社会の中で、障害のない子どもたちや、医療・福祉関係者以外との
人間関係を体験することが重要という考え。

ろんてん
論点E-1-2) にゅうしょせつ びょういん ちいきいこう かん ぐたいてき きげん すうちもくひょう
入所施設や病院からの地域移行に関して具体的な期限や数値目標、
ぶろぐらむ さだ ひつよう
プログラムなどを定めることは必要か？

けつろん
○結論

すうちもくひょう ひつよう にゅうしょていいん にゅういんびょうしゅうすう おおはばさくげん
数値目標は必要で、「入所定員」「入院病床数」について大幅削減するため
に設定する。プログラムはこれまでなかなか成果をあげていないので、地域で生活し
ながら自分の暮らしをつくるための本人中心の支援計画を作りながら、実際に地域
で体験することが一番です。ただ支援者向けの研修プログラムは必要です。その際
には、19条の意味を中心に学ぶことだと思えます。

りゆう
○理由

ちいきいこう せつてい い ぐち かいてん
地域移行のための設定は、入り口をなんとかしなければ、ただ回転させるだけにな
る。高齢化もあり、結果的に入所者・入院者は変わらない、または増加すること
になります。地域での生活を主流にするなら、定員削減や入所期限を決めるのは当
り前のことです。

ろんでん
論点E-1-3) ちいきいこう すす ぴあ さぽーと じりつたいけんぶるぐらむ
地域移行を進めるために、ピアサポートや自身体験プログラムなどをどの
ように整備・展開していくべきか？

けつろん
○結論

ちいきせいかついこう ぴあ やくわり おお しょうめい
地域生活移行にあたり、ピアの役割は大きいことはこれまでも証明されている。
にゆうしよしゃ にゆういんしゃ にゆうしよ にゆういんちゆう うしな ちいきせいかつ いよく じぶん じしん
入所者や入院者が、入所・入院中に失われた地域生活への意欲や自分への自信を
など回復するのにピアは専門職以上の力を発揮しています。それがひとつの仕事と
かいふく ぴあ せんもんしょくいじょう ちから はつき しごと
して賃金が保障され、ピアと一緒に働ける専門職がいるならピアサポートはもっ
ちんぎん ほししょう ぴあ いっしょ はたら せんもんしょく ぴあ さぽーと
と意味をもつはずです。

りゆう
○理由

ぴあ さぽーと まるな ぴあ つか うご れい すく
ピアサポートに丸投げし、ピアが疲れきるまで動いてしまっている例も少なくあり
ません。いっしょ ぴあ はたら せんもんしょく み じりつたいけんぶるぐらむ
一緒にピアと働けない専門職も見られます。また、自身体験プログラムと
めいしょう いわかん たいいんそくしんしえん かか せいしんしょうがいしゃ い
いう名称もまた違和感があります。退院促進支援に関わった精神障害者は、「生きて
いてよかったと思ってもらえる体験のお手伝い」と言っていました。また自分の暮ら
しを自分で決めていいことを理解してもらおう機会ですので、せんもんしょく き なまえ か
専門職が決めた名前は変えるべきです。

ろんでん
論点E-1-4) ちようきにゆういん にゆうしよ けつか ほししょうにん かくほ ちいきいこう でき ひと
長期入院・入所の結果、保証人を確保できず地域移行が出来ない人へ
たいおう こうてきほししょうにんせいど ひつよう
の対応として、どのような公的保証人制度が必要か？

けつろん
○結論

ほししょうきかん きのう おも はいけい ぎょうせい
NPO による保証機関も機能していると思います。がその背景に行政がいることを
あぴーる むずか おも きゃんぺーん せつめいかい ひら
アピールしないと難しいと思うので、キャンペーンなり、説明会なりをもっと開くべ
きです。

りゆう
○理由

ほししょうにん ひつよう ふどうさんぎょう おおや あんしん え
保証人を必要とする不動産業（大家さん）にとっては、安心を得られればいいわ
けで、ほししょうにんせいどじたい ふあん あた
保証人制度自体がよくわからないとそれだけで不安を与えてしまうので。

ろんでん
論点E-1-5) ちいきいこう ひと ひつよう ざいげん きゆうふ しく ひつよう
地域移行をする人に必要な財源が給付されるような仕組みは必要か？
また、どのようなものであるべきか？

けつろん
○結論

ちいき せいかつ ねが てもと かね おも
地域で生活したいと願いながらも、手元にほとんどお金がないことが、その思いを

表明できずにあきらめてしまう人もたくさんいます。また、一度、お金の支援を受けたら、何があっても地域でがんばらないといけないと思わせてしまうと、利用しない可能性もあります。ある一定の時期にわりと自由に使える仕組みにすることが大切だと思います。管理を支援する仕組みが同時に必要になります。

○理由

社会体験をしていただくことにも使えるお金が必要です。長い入所・入院でなかなか地域生活のイメージがもてない人には、いろいろな体験が必要だからです。

【**論点E-1-6**】 地域移行における、入所施設や病院の役割、機能をどう考えるか？

○結論

入所時、入院時の支援内容をまとめ、支援計画に反映させる。その人の課題への対処ではなく、コミュニケーション支援の実態、ストレングス（その人のいいところ、魅力）を挙げ地域支援の現場につなげる役割です。さらに施設・病院内で施設症（集団にいたので意欲がなくなって元気がうばわれる）を作らないという大きな役割もあります。

退院促進事業では、主治医が移行に該当するか否かの決定権をもっていたが、それは違うと思います。いろいろな働きかけや支援を、ピアとともにした上で、チームで決定すべきで、最も大切なのはそこに入所者が何らかの形で参加することです。何よりも入所施設、精神科病院における支援の質を高めることが重要です。

＜項目E-2 社会的入院等の解消＞

【**論点E-2-1**】 多くの社会的入院を抱える精神科病床からや、入所施設からの大規模な地域移行を進める為に、何らかの特別なプロジェクトは必要か？

○結論

入所施設職員、精神科病院スタッフへの徹底した教育訓練プログラムと地域支援体験を義務とする仕組みをつくることです。特に、入所入院者の意向を聞けるコミュニケーション能力の不足と、個別支援経験の乏しさから、入所者入院者の具体的な生活および生活支援がイメージできないことが多く見られます。入所施設や精神科病院から地域活動センターに出向し、自立支援協議会などを利用しながら資源開拓にも関わるプロジェクトなど必要です。地域活動支援センターや

ぐるーぶほーむの世話人なども、入所施設や精神科病院に行ったことがない人がとても多いので、人事交流は必要です。

○理由

地域に出せない人、出せる人といった分け方をしている傾向があるのではないでしょうか。障害の重い人も地域で暮らしている実態を知らない、施設や病院以外での入所者入院者の顔を知らず、症状や問題行動にばかりとられることに、地域で暮らす権利の侵害になります。また、一度もグループホームに泊まって支援をみたこともなく、地域活動センターにも足を運んだことがないのでは地域移行支援の幅が広がらないでしょう。

【论点E-2-2】 現実に存続する「施設待機者」「再入院・入所」問題にどのように取り組みべきか？

○結論

施設待機者という名前でも実際には事情はバラバラのはずです。一方で地域で生活を継続したい人のリスト、という枠もないなら、待機者のリストはいらないです。家族の扶養義務が撤廃されず、家族介護をあてにした仕組みも要因のひとつです。また再入所は、地域支援の不足によるものと退所時のケアマネの不足もあります。また再入院は、入院経験で嫌な思いをしたり、再入院を避けたいあまり、ぎりぎりまでSOSを出せないために起こることも多く見られます。精神医療の質を上げることも重要です。

○理由

待機者の枠をなぜつくらなくてはならないかは、一昔前の施設整備の根拠データだったはずです。待機しているうちに一家で倒れてしまうこともあるし、保険のためにサインしている人も大勢います。地域で暮らせる見込みのなさの表れだと思えます。

【论点E-2-3】 また、「施設待機者」「再入院・入所」者への実態調査と、何があればそうならないかのニーズ把握は、具体的にどのように行えばよいか？

○結論

入所・入院時に、入所入院前の背景（家族関係、支援の利用状況、地域での人間関係など）まで含めた、退所・退院に向けた支援計画を作成することを義務

づけることが必要と 思います。精神科病院だとしても、退院するための支援を開始するのは入院時で、PSWはそのために地域を かけまわり、他の地域支援者とチームを組む要になる立場でもあります。ですので、もっとPSWの数も増やさなければ、調整がす すみにくい と思います。

論点 E-2-5) スウェーデンでは 1990 年代 初頭の改革で一定期間以上の社会的入院・入所の費用は市町村が持つような制度設計にした為、社会資源の開発が一挙に進んだ。我が国でもそのような強力なインセンティブを持った政策が必要か？ 必要とすればどのようなものにすべきか？

○ 結論

キャンペーン的な意味も含めて必要だ と思います。市町村が、しっかり入所者・入院者の 思いを聞き、移行のプランを立てる責任を負うべきです。しかし、市町村で負担の不公平が 起こることも予想されますので、その調整は国でやるべきです。また、社会資源の 開発は市町村だけでは難しいものもあるので、都道府県レベルでの開発も 応援すべきです。

＜項目 E-3 その他＞

論点 E-3-1) 「分野E 地域移行」についてのその他の論点及び意見

○ 結論

精神障害者の地域移行支援において「主治医の推薦」が重みをもつこと自体が地域移行を進めない原因 になっています。病院、主治医はひとりの精神障害者の支援者の1人であって、決定権は本人がもつものです。地域移行に、障害の特性を配慮することはあっても、障害別に 仕組みが違 うのはおかしいです。

(分野F 地域生活の資源整備)

＜項目 F-1 地域生活資源整備のための措置＞

論点 F-1-4) 現行の都道府県障害福祉計画及び市町村障害福祉計画についてどう評価するか？また、今後のあり方についてどう考えるか？

○ 結論

権利条約をもとにした権利を守る視点で、大きく計画の枠が変わるとは思えない

これまでの流れがあります。また、当事者の委員を加え、当事者参画を行なっているところでも、当事者の声を反映できているかは地域で差が大きいと思います。今後は、自立支援協議会などと一緒になって、福祉計画の根本から見直すことも必要です。

＜項目F-2 自立支援協議会＞

論点F-2-1) 自立支援協議会の法定化についてどう考えるか？また、その地域における解決が困難な問題を具体的に解決する機関として、どのように位置づけるべきか？

○結論

法定化は必要です。ただし、市の付属機関（地方自治法第138条の8第3項）や内部機関（有識者による懇話会など）ではなく、構成員が規約により設置した、市の外部機関である必要があります。つまり市町村は、他の協議会メンバーと対等な立場に協議に加わる形にならないと、新たに变えることはなかなか難しいのではないかと考えます。

○理由

障害担当課以外、他の分野の関係機関とのネットワークを創るうえでもフットワークが重要で、しかも現状の支援を評価するうえでもこの形が、自立支援協議会ができたねらいにも合うかと思えます。

論点F-2-2) 自立支援協議会の議論から社会資源の創出につなげるために、どのような財源的な裏打ちが必要か？

○結論

ユニークなモデル事業に対する補助事業が必要です。地域性に根ざし、今までの枠にあてはならない仕組みが必要となるからです。これは、国の財源で行うものです。

論点F-2-3) 障害者福祉の推進には、一般市民の理解と参加が重要であるが、それを促す仕組みを自立支援協議会の取り組み、あるいはその他の方法で、法律に組み込めるか？

○結論

げんざい ちいきせいかつ しえん しみん そんざい ひと ちいき
 現在でも、地域生活を支援する市民が存在しています。その人たちが、地域の
 おうえんだん せんもんてきしかく いってい けんしゅう う こじん
 応援団として専門的資格がなくても、たとえば一定の研修を受けることで、個人の
 しみんさぽーた いち ひつよう おも しみんせい い しみん
 市民サポーターとして位置づくることは必要だと思ひます。市民性を生かしながら、市民
 としての権利が守られているのかをチェックする役割として生きると重要な支援者
 になるからです。

こうもく くに ちほう やくわり <項目F-5 国と地方の役割>

ろんてん しょうがいしゃけんりじょうやく だい じょう う すいしんかいぎ ちいきせいかつ けんり
 論点F-5-2) 障害者権利条約の第19条を受けて、推進会議では「地域生活の権利の
 めいぶんか もと いけん たすう ちいき じつじょう とくしよく さーびすていきょう
 明文化」を求める意見が多数であった。地域の実情や特色にあったサービス提供と、
 この「地域生活の権利」を担保していくためのナショナルミニマムのあり方についてど
 うかんが
 う考えるか？

けつろん ○結論

しょうがいしゃ しせつ いっしょう す しあわ ばくぜん かんが こくみん たい
 障害者は施設などで一生を過ごすことが幸せである、と漠然と考える国民に対
 するアクションを起こすのは国レベルの責任だと思ひます。国際障害者年のよう
 きゃんぺーん おこな じゅうてんてき しょうがい みな おな ちいき じゅうにん
 に、キャンペーンなどを行い、重点的に「どんな障害があっても皆、同じ地域の住人
 である」ことを伝えていくことは今まで弱かった部分です。権利条約を批准するに
 あたっても、こくみん いしき たか だいぜんてい
 国民の意識を高めることはまず大前提です。